

# 人生の 仕舞い方

よりこ  
武藤頼胡の



今回は生前贈与のことです。なんとなく相続税が掛かる話に感じますが、世代を超えて何度も行えるというメリットがあります。ただ制度を理解していないと生前贈与をしている「つもり」になり、渡せていないなんてこともありますので、特に間違いやすい「名義預金」についてお話しします。

贈与はお互いに合意がない

## 生前贈与について

### 互いの合意が大前提

といけません。あげる方が「あげます」、もらう方が「もらいます」。これが重要です。

私の経験です。義母は孫ができたとき「通帳を作ってきたからね」と言いました。それは孫名義のもののようにです。私には詳しく教えてくれませんでした。20歳になっ



たら渡そうと考えていたのかな、と思います。

孫の口座を作成し、そこに孫の将来のために貯金する。

実は生前贈与の大前提である、お互いの合意がないので、単なる「孫の名前の口座に自分のお金を貯金した」ということになってしまいま

す。そうするといざ相続のときに遺言書などが無い限り、法定相続人で分けられ孫へは何も残せなかったということになります。

どうすれば良いのか？ 孫に「財産をあげるね」、「ありがたうもうよ」という合意が必要なのです。孫が赤ちゃ

んで、できないときは親権者（親）の合意があればよいので、きちんと話をした上で行うことが大事です。少し手間にはなりますが、贈与契約書など毎年作成し、きちんと渡すと安心です。

贈与は、毎年1月1日から12月31日の1年間にどのくらいのお金をあげたかで税金が掛かったりします。次回はそこを詳しくお話しします。

やっぱり生きているうちに渡して喜ぶ顔を見る方が、私はいいなあと思います。

（終活カウンセラー協会代表理事）

（次回は12月12日付）